

高松市・香南町合併協議会会議録
第 1 0 回 会 議

平成 1 7 年 2 月 1 8 日 (金)

高松市・香南町合併協議会

高松市・香南町合併協議会会議録

第10回会議

1 日時

平成17年2月18日(金)午前10時30分開会・午前11時15分閉会

2 場所

香川県自治会館 7階会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	辻正雄	委員	田中宏和
委員	井竿辰夫	委員	加藤卓也
委員	井上優	委員	石丸末夫
委員	谷本繁男	委員	石丸英正
委員	赤松千壽	委員	中村靖
委員	大橋光政	委員	野田法子
委員	中條照明	委員	太田繁夫
委員	梶村傳	委員	栗田光子
委員	大浦澄子	委員	石丸芳孝
委員	三笠輝彦	委員	佐野健蔵

4 欠席委員 1人

委員	河田澄
----	-----

5 出席幹事 6人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	熊野實
副幹事長	井上優(委員兼務)	幹事	川田茂
幹事	中村榮治	幹事	瀧本隆

6 幹事会部会委員 28人

企画財政部会委員 白井文夫

企画財政部会委員
環境部会委員
土木部会委員 西村雅彦

市民部会委員 間島康博

市民部会委員 久利泰夫

市民部会委員 小泉康裕

市民部会委員 中川仁

市民部会委員
都市開発部会委員
土木部会委員 妹尾嘉起

健康福祉部会委員 藤田正勝

環境部会委員 田中豊彦

環境部会委員 藤井敏孝

環境部会委員 宮武敬三

環境部会委員 井上協典

環境部会委員 大熊正範

都市開発部会委員 大林勝

土木部会長 久米憲司

土木部会委員 西岡慎吾

土木部会委員 稲垣基通

土木部会委員 稲葉秀一

土木部会委員 平尾洋二

土木部会委員 鎌田茂史

土木部会委員 土居譲治

教育部会委員 松木健吉

教育部会委員 片山雅文

教育部会委員 熊野正樹

教育部会委員
文化部会委員 小西省三

文化部会委員 馬場朋美

文化部会委員 高橋広二郎

文化部会委員 川崎正視

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班兼計画班	矢野 充 伸
事務局次長	加藤 昭彦	総務班	藤村 博 美
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井 隆	調整班長	清谷 文 孝
総務班長 兼調整班	安西 正門	調整班 兼計画班	林田 競 一
総務班 兼調整班	森田 大介		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第43号 人権啓発事業（協定項目第24-3号）について
（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第44号 コミュニティ施策（協定項目第24-4号）について
（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第45号 児童福祉事業（協定項目第24-8号）について
（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第46号 環境対策事業（協定項目第24-11号）について
（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第47号 建設関係事業（協定項目第24-14号）について
（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第48号 下水道事業（協定項目第24-17号）について
（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第49号 社会教育事業（協定項目第24-20号）について
（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第50号 文化振興事業（協定項目第24-21号）について
（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第51号 その他の事業（女性政策）（協定項目第24-22号）
について（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第52号 その他の事業（契約制度）（協定項目第24-22号）
について（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第53号 その他の事業（墓園関連事業）（協定項目第24-22号）
について（第9回会議提案：継続協議）

協議第 5 4 号 合併の期日（協定項目第 2 号）について

協議第 5 5 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）
について

協議第 3 4 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について
（第 7 回会議提案：継続協議）

(2) 議案事項

議案第 1 6 号 合併協定書について（追加提案）

4 その他

(1) 事務事業の調整について

(2) 合併協定調印式について

(3) 高松市・香南町合併協議会の会議について

5 閉会

午前10時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） おはようございます。

お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・香南町合併協議会第10回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かとお忙しい中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本日の会議録署名委員には、谷本繁男委員さんと佐野健蔵委員さんのお二人をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項ですが、初めに協議第43号人権啓発事業についてから協議第46号環境対策事業についてまでの4件を一括議題といたします。

なお、協議第43号から協議第53号までの11件につきましては、前回、第9回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、協議第43号人権啓発事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、本日、継続協議案件の提案内容の朗読は、省略をさせていただきます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

協議第44号コミュニティ施策についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

協議第45号児童福祉事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりござ

います。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第46号環境対策事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

以上が協議第43号から協議第46号までの4件の提案内容でございますが、継続協議となっております協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第43号から協議第46号までの4件について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

議長（増田会長） 特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、協議第43号から協議第46号までの4件について一括お諮りいたします。

協議第43号から協議第46号までの4件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないので、協議第43号から協議第46号までの4件については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第47号建設関係事業についてでございますが、協議第47号につきましては、後ほど協議いただく協議第54号合併の期日と関連がございますので、その後で議題とさせていただきますことといたします。

次に、協議第48号下水道事業についてから協議第53号その他の事業（墓園関連事業）についてまでの6件を一括議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の16ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第48号下水道事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第49号社会教育事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第50号文化振興事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第51号その他の事業（女性政策）についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第52号、同じくその他の事業（契約制度）についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、次の27ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第53号その他の事業（墓園関連事業）についてでございますが、提案内容は、中ほど枠の中に記載のとおりでございます。

以上で、協議第48号から協議第53号までの6件の提案内容の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第48号から協議第53号までの6件につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第48号から協議第53号までの6件についてお諮りいたします。

協議第48号から協議第53号までの6件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第48号から協議第53号までの6件については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第54号合併の期日についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、28ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第54号合併の期日についてでございますが、合併の期日につきましては、ページの下の方に、参考として記載しておりますように、第2回会議において、より具体的な期日は、改めて提案することとした上で、「現時点において、平成17年3月31日を目標とする。」ことが確認をされております。

この合併の期日につきましては、高松市と合併協議を行っている各町がばらばらでなく、可能な限り、統一することが望ましいところでございますが、塩江町につきましては、既に、本年の9月26日と決定いたしております。

また、香川町、牟礼町、庵治町につきましては、今月開催いたしました、それぞれの合併協議会において、平成18年1月10日とすることを確認し、協議を終了いたしております。

高松市と香南町との合併の期日でございますが、香南町の議会の議員の任期が、塩江町と同じ本年の9月29日までとなっていることもあり、高松市からは、塩江町と同じ9月26日とすることが提案をされていたところでございます。

その後、香南町におきまして、慎重に検討が行われてきたところでございますが、このほど、合併の期日を平成18年1月10日とすることで、町としての意思集約を図られたとの御報告があり、本日の協議会には、この香南町の検討結果を尊重し、18年1月10日を合併の期日として提案しているところでございます。

なお、この平成18年1月10日という期日を選定する理由につきましては、次の29ページに整理をいたしております。

29ページをごらんいただきたいと思います。

1の合併の期日の選定の理由でございますが、まず、(1)にございますように、住民サービスに支障が生じない日であるということでございます。

合併に際しましては、通常の市町の業務等を行う中で、準備を行い、合併と同時に、円滑に事務の移行を行う必要がございますが、本年秋以降の各種の業務の状況など、さまざまな角度から検討いたしました結果、この18年1月10日が、円滑に事務の移行が行え、ひいては、住民サービスに支障が生じない日であるということでございます。

次に、2点目といたしまして、定数特例による増員選挙で選出されました新しい議員が、平成18年度の高松市の当初予算を審議する3月の定例市議会に参加できるということでございます。

増員選挙は、合併後50日以内に行われることとなっております、合併の期日がもう

少し後、例えば3月になりますと、合併後の高松市の当初予算の審議の際に、町を代表する議員がいないという状況にもなります。

次に、3点目といたしまして、3連休明けであるとともに、その直前の年末年始の休日、6連休を活用して、電算システムの移行を含め、合併移行事務その他合併前後に集中して対応しなければならない業務が、円滑に対処できる日であるということでございます。

以上が、合併の期日の選定の理由でございます。

次に、2といたしまして、先進地域の事例を記載いたしております。

表の下の欄外にございますように、この事例は、平成11年4月1日以降に編入合併いたしました中核市等及び平成17年3月31日までに編入合併することを総務大臣が告示している中核市等の事例でございます。この中核市等とは、中核市と県庁所在市でございます。

表の中ほどにございますように、同じ四国の高知市、松山市のほか、大分市、長野市が本年の1月1日に、また、長崎市が、実質的には1月1日と同じ1月4日に、そして秋田市が、3連休明けの1月11日に合併をいたしております。

以上で、協議第54号合併の期日についての説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第54号について、御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御発言を願います。

どうぞ。

辻副会長 香南町の辻です。

合併の期日を1月10日に選定させていただいた理由を申し上げたいと思います。

まず最初に、おわびなんです。今回、第10回の会議開催に当たりましては、増田会長さん初め、高松市当局の方々、また市議会議員の議員の皆様、委員の皆様、本当に御心配いただきまして、この合併の期日の問題によって、これまで私たちの町、香南町の都合で延期をさせていただいて、大変御迷惑をかけております。

当初、1月28日、また2月3日という予定だったんですが、私たち、この合併の期日については、2カ月余り、本当に協議に協議を重ねて、一番香南町にふさわしいのはいつか、そういうようなことから、きょうまで延ばしていただいたという前提がありまして、心からおわびを申し上げます。

それでは、1月10日に定めた経緯について説明させていただきます。

当初、私たち香南町の執行部の考え方といたしましては、特例法の定める平成18年3月31日までに合併の期日を定めたい、そういう考えでございました。

理由としましては、住民サービスの根幹をなす事務事業の細部にわたる調整には時間が必要だということ。また、電算システムの移行作業にも相当時間を要する。また、社会福祉協議会とか、シルバー人材センター、その他の公共的団体、これも行政の合併に伴って同じような合併の手順を踏まなければいけない。それにはやはり十分な時間が必要。特に、香南町にとって、それ以上に、連合自治会の結成、それから、土地改良区の設立、これが大変大きな問題になっております。

特に、土地改良区、事業主体が、香南町の場合には香南町が事業主体でやっておりましたけれども、高松市の場合には土地改良区という、根本的に変わってくるということで、この土地改良区を、町内全域を網羅する改良区を立ち上げないかんというところ、本当に大きな問題がございます。これにも相当な時間がかかるだろう。

それと、高松市と合併することによってどうなるんだろうか、町民も大変心配をしております。

ですから、協議を重ねて調整する、その調整の内容については、住民の方々に周知をしていかなければいけないといった非常にたくさんの項目、これについて、やはり十分な時間が必要だというようなことでございました。

それと、塩江町が9月26日に早々と決まっておりましたけれども、塩江の場合、2年も前から高松市と合併という、そういうスタンスで、そのつもりで協議会も15回も重ねておったということ。実は、私たちの町は実際に前へ向いて精力的に進み出したのが、昨年10月23日、私が初めて香南町長として登庁して、それから高松市側の御協力もいただいて遅れを取り戻す、そういうようなことで、やっとここまでこぎつけたというのが現実なんです。

そういうことから、高松市さんの方から、できたら9月26日の塩江に合わせてほしいという、そういうことがあったんですが、私たちの町としては、やはり香南町の自治がなくなる、そういうことで町民の方に心配をかけないというところから、もう先般、2月3日の日に議会の御協力、御理解をいただいて、苦渋の決断ですけども、平成18年1月10日に持っていこうというようなことで決めさせていただきました。これについては、きょうお見えの4人の学識経験者の方々、また、8回にわたる町内の住民説明会、もろもろの御意見を集約して、やはり1月10日がふさわしいだろう。気持ちとしては、3月まで

いけたらいいという気持ちだったんですが、いろんな事情から1月10日に選定させていただきました。

そういうことが経過でございます。本当に高松市側の皆さんには心配と御迷惑をおかけしましたことを、この場でおわびいたしまして、報告にかえさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（増田会長） どうぞ。

赤松委員 済みません。議会の立場から一言補足をさせていただいたらと、こんなに思っています。

合併の期日をなぜ1月10日に設定するようになったかについては、先ほど、私どもの辻町長から大筋説明をさせていただきましたところですが、第10回目の会議、本日のこの会議を2回も予定変更して延期をさせていただいたことについては、香南町の議会としても、高松市側の委員の皆様方に改めておわびと、御理解をいただいたことに対するお礼を申し上げたらと思います。

なお、あえてここで一言お話を申し上げておきたいことは、くどいようかもしれませんが、万一の誤解を完全に払拭しておきたいことと、本日のこの会議をもって、すべての項目の確認を終えて、新しい高松市の建設計画に、私どももその一員として積極的にかかわっていきたい、そんな思いからでございます。

かつて、第1回の会議の折に、増田市長さん、増田会長さんから、合併協議の進め方は、双方の担当がすり合わせの段階で合意に達したものでないと幹事会にも上がってこないという説明がありましたし、また、別の機会にほかの委員さんからは、香南町の議会の足並み云々のアドバイスもちょうだいいたしました。私といたしましては、内々のことでも、でき得る限り多数決を避け、全員の合意形成を期待して、当初より、そのつもりで臨んでおりました。そんなことを御理解いただければ大変ありがたいな、こんなに思う次第でございます。

先日の新聞報道のように、議会を取り巻く周辺の理解が得られにくかったことから、議員の定数や、あるいは報酬の削減までを考慮に入れて、1月10日を議員も全員一致で決定したような次第でございます。だけど、どうせ町議会選挙を100日ぐらいのためにするんだったら、3月まで延ばせという意見が、最後まであったということも、私は肝に銘じておかないかなと、それだけ町民からの期待があるもんだというふうにも考えております。

ところが、現実には、もう本当に我々も、そのときには、10人が1人になるという現実が足元に迫ってまいりました。現在のところ、私どもは、そういった現実をしっかりと理解するのが本当のところ精いっぱいでございます。あと10カ月余りの期間で、8,000人の住民の理解をきちんと得ること、それから、よりよい合併が笑顔でスタートできるように一生懸命に努力をしております。そのために、最前、申し上げましたが、本日の会議で全項目の確認が終えられるように、高松市側の委員の皆さんにもよろしくお願いを申し上げたいと、こんなに思う次第でございます。

一言のつもりが本当に長くなりましたが、今後とも格段の御高配と御指導を引き続きよろしくお願い申し上げますようにお願い申し上げまして、補足の意見とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（増田会長） ありがとうございます。

この件について、ほかに何か御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、議長から御提案ですけれども、期間的にも迫っておりますので、この件については、きょう、直ちにお諮りしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、御異議がないようでございますので、協議第54号についてお諮りをいたします。

協議第54号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第54号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第47号建設関係事業についてを議題といたします。

なお、協議第47号については、協議第54号合併の期日の内容を踏まえ、修正案が提出されておりますので、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の13ページをごらんいただきたいと存じます。

13ページでございます。協議第47号建設関係事業についてでございますが、この建設関係事業につきましては、前回の第9回会議に提案した内容は、ページ中ほどの枠で囲

った部分の上半分、前回提案分と記載しております内容でございまして、最後の方に、アンダーライン、下線を引いておりますように、「香南町の旧地域改善向け住宅の使用料については、3年間に限り、段階的な軽減措置を講ずる。」と、経過措置を設けることといたしておりますが、まだ合併の期日が提案されていなかったことから、いつまでということではなく、単に3年間に限りという表現といたしておりました。今回、合併の期日の提案に合わせ、その内容を一部修正するものでございます。

下側の今回修正案の部分をごらんいただきたいと存じます。

最後の方のアンダーラインの部分にございますように、「旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、合併年度及びその翌年度は現行のとおりとし、平成21年度において高松市の制度に統一するよう、段階的な軽減措置を講ずるものとする。」と修正するものでございます。

この具体的な調整内容につきましては、附属資料で御説明を申し上げます。恐れ入りますが、附属資料その1の85ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料その1の85ページでございます。

85ページは、市・町営住宅でございますが、このうち3の住宅使用料の香南町の現況欄の表の下側に記載しておりますように、旧地域改善向け住宅の使用料については、公営住宅法により定められており、家賃の認定は、前年の10月1日が基準となっております。

今回、合併の期日として平成18年1月10日を提案、先ほど確認をしていただきましたが、18年度の家賃認定の基準日となる平成17年10月1日には、まだ合併が実現しておりませんことから、現在の香南町の例によることとなります。

また、公営住宅の使用料につきましては、国の通知に基づき、合併後の家賃の額が、合併に伴って従前の額を超えることとなる場合には、必要に応じて、3年間の負担調整期間を設けることができることとなっておりますことから、平成20年度までの経過措置を設けることとし、右側の対応策の欄の3項目目の上から4行目でございますが、香南町の旧地域改善向け住宅の住宅使用料についての記述を、下線部分のように、「合併時に入居している者に限り、合併年度及びその翌年度は現行のとおりとし、平成21年度において高松市の制度に統一するよう、段階的な軽減措置を講ずるものとする。」と修正したところでございます。

なお、調整案につきましても、下線部分について修正をしたところでございます。

以上で、協議第47号建設関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをい

たします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第47号について御質問等ございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第47号についてお諮りいたします。

協議第47号については、修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第47号については、修正案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第55号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局から提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の30ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第55号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「香南町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。香南町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。」というものでございます。

調整内容を説明いたします前に、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきまして、御説明を申し上げます。

次の31ページをごらんいただきたいと存じます。

31ページには、参考資料といたしまして、編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期に関する資料を掲載いたしております。

まず、農業委員会の数でございますが、1自治体につき1農業委員会が原則ですが、表の2段目、3段目に記載のとおり、農業委員会法または合併特例法による特例措置といたしまして、二つ以上の農業委員会を置くこともできます。

次に、農業委員会の委員でございますが、表に整理しておりますように、原則のほか特例措置がございます。

まず、1段目の農業委員会を統合する場合がございますが、原則では、編入される市町村の委員は、すべて失職いたします。右側に記載しております特例措置を適用いたしますと、編入される市町村の選挙による委員のうち、協議により、40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任することができます。

次に、2段目の旧市町単位で設置する場合は、編入される町を区域とする農業委員会を従前委員の任期の残任期間、置くことができます。

次に、3段目の新たに2以上の区域を設置する場合は、合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により、80人を超えない範囲で在任が可能となり、その任期は、合併後1年を超えない範囲で定める期間となっているものでございます。

以上が、農業委員会の委員の定数及び任期についてでございます。

それでは、調整内容につきまして、附属資料で御説明をいたします。

先ほどの、附属資料その1の166ページをごらんいただきたいと存じます。

166ページでございます。一番最後のところでございます。

まず、農業委員会及び選挙区でございますが、1の区域面積から5の選挙区につきましては、現況欄に記載のとおりでございます。調整案は、右下にございますように、「香南町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。」としております。

次に、167ページをごらんいただきたいと存じます。

農業委員でございますが、2の委員数のうち、(1)の選挙による委員は、高松市は40人、香南町は10人でございます。

また、3の任期につきましては、両市町とも同じでございます。

この農業委員につきましては、合併特例法の特例措置を適用することとし、右側の対応策の欄に記載しておりますように、香南町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。なお、農業委員会委員の活動に支障が生じないよう、適切な配慮を検討するものとするとし、調整案も同趣旨の内容としたところでございます。

なお、委員の特例数につきましては、現況欄の下側に、印でその考え方を記載しておりますが、高松市の選挙による委員1人当たり農地面積と基準農業者数を基本に、香南町

の農地面積と基準農業者数に基づき、算出をいたしました結果、3人としたものでございます。

以上が、協議第55号農業委員会の委員の定数及び任期についての説明でございますが、なお、先ほど香南町の赤松委員からも御発言がございましたが、事務局といたしましても、今後のスケジュール等も勘案いたしまして、この案件につきましても、本日の会議で意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第55号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、この件についても、本日お諮りをさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、協議第55号についてお諮りいたします。

協議第55号については、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第55号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第34号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第34号建設計画について説明いたします。

継続協議となっております建設計画につきましては、前回から一部修正がございますので、別添の附属資料その2建設計画案で説明いたします。

別添の附属資料その2でございます。附属資料その2の25ページをお開きください。

総論部分の市の将来構想を修正するもので、2-4-4エリア別の機能整備の方向において、臨海部・島嶼部エリアの記述の最後のところでございますが、「また」以降でございます。「また、豊富な水産資源を活用した高付加価値型水産業などの産業の振興を図ります。」という文章を挿入いたしますとともに、次の26ページのエリア別の機能整備（まちづくり）のイメージ図に、庵治町の少し上でございますが、高付加価値型水産業育成機能を追加するものでございます。

修正箇所は、以上でございます。簡単でございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第34号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、協議第34号についてお諮りいたします。

協議第34号については、ただいま説明のありました建設計画案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようございますので、協議第34号については、建設計画案のとおりとすることを確認いたします。

会議次第3 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、（2）の議案事項でございますが、議案第16号合併協定書についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の後にとじております、表紙の中ほどに第10回会議資料、追加提案と記載をされました資料、そちらの1ページをごらんいただきたいと存じます。

追加提案分の資料1ページでございます。

第10回会議資料という表紙の下に追加提案という枠囲みで記載をいたしています。その資料をごらんいただきたいと存じます。

ただいま協議第34号建設計画についての協議が調い、以上をもちまして当初設定いたしました合併協定項目についての協議がすべて終了いたしましたことから、議案といたしまして、この合併協定書についてを追加して提案するというものでございます。

議案第16号追加提案、合併協定書についてでございますが、合併協定書を別紙のとおり定めるものでございます。

それでは、次の2ページをごらんいただきたいと存じます。

別紙、合併協定書でございます。この合併協定書は、高松市・香南町合併協議会におい

て、合併に関する協議が調ったあかしとして作成し、高松市長、香南町長が署名、調印をするものでございます。

次の3ページをごらんいただきたいと存じます。

ごらんのように、これまで合併協議会で御協議をいただきました各合併協定項目の確認内容を、協定項目順に整理をしたものでございます。

まず、3ページの1の合併の方式から5の財産の取扱いは、合併協定項目の基本的な協議事項でございます。また、6の地域審議会の取扱いから、次の4ページの下の方にございます、10の一般職の職員の身分の取扱いまでは、合併特例法に定める協議事項でございます。

次に、5ページの11の町名・字名の取扱いから、8ページでございますが、8ページにございます、24の各種事務事業の取扱いまでが、その他協議事項でございます。

なお、この24の各種事務事業の取扱いにつきましては、24-1の電算システム事業から、少し飛びますが、16ページの24-22のその他の事業までございまして、さらにこの24-22のその他の事業には、外部監査制度から、17ページの青少年健全育成事業までの八つの項目がございます。また、17ページの一番最後にございますように、建設計画として、「建設計画については、別冊のとおり定める。」としたところでございまして、協定書に計画を添付することといたしております。

次に、18ページをごらんいただきたいと存じます。

18ページと次の19ページには、地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を別紙として記載をいたしております。

以上が、協定の内容でございますが、これらの内容につきましては、法制担当部門の意見も聞く中で、法律番号の記載方法や語尾の表記の統一など、若干の字句の修正を行っております。この点、御了承いただきますよう、よろしく願いをいたします。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと存じます。

調印書でございます。

内容につきましては、記載のとおり「高松市、香南町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく高松市・香南町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。」というものでございます。

そして、高松市長、香南町長が署名押印し、立会人としたしまして、香川県知事に御署

名をいただくことといたしております。

また、次の21ページからは、立会人といたしまして、合併協議会の委員の皆様には御署名をいただく箇所がございます。

以上で、追加提案いたしました議案第16号合併協定書についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第16号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、議案第16号についてお諮りいたします。

議案第16号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 その他（1）事務事業の調整について

（2）合併協定調印式について

（3）高松市・香南町合併協議会の会議について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他の（1）事務事業の調整についてから、（3）の高松市・香南町合併協議会の会議についてまで、一括して事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、もとの会議資料の一番最後のページ、35ページをらんいただきたいと存じます。

もとの会議資料の方の35ページでございます。その他でございますが、項目のみ記載をしております、特段、資料はございません。口頭で御説明申し上げます。

まず、（1）の事務事業の調整についてでございますが、事務事業の調整につきましては、合併協定項目に係るものにつきましては調整が終了いたしました。住民の負担、サービスに、直接的に影響を及ぼさない数多くの事務処理の方法等につきましては、今後とも市町間で協議、調整を行う必要がございます。これらにつきましては、事務的なものでございますので、別途、帳票を作成した上で、幹事会で調整結果を報告し、会長、副会長に決

裁していただくということで対応したいと、そのように考えております。

なお、合併協定項目の調整案の中には、「合併時まで調整する」、あるいは「市長、町長が、別に協議して定める」というものがございますが、これらにつきましては、調整が終わり次第、適宜、この合併協議会におきまして、御報告をさせていただきたいと、そのように考えております。

事務事業の調整につきましては、以上でございます。

次に、合併協定調印式について御説明申し上げます。

調印式につきましては、本日の会議で、当初設定いたしました協定項目についての協議が終了いたしましたので、今後、速やかに調印式を開催できるよう準備をさせていただきます。

調印式の日程でございますが、合併協定書の作成に要する期間や、3月議会の議案の提出時期などを勘案いたしまして、現在、3月上旬に、他の町とも合同で開催できるよう日程を調整しているところでございます。日程が決まり次第、委員の皆様を初め、関係者に御連絡をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

最後に、高松市・香南町合併協議会の会議について御説明申し上げます。

今後のスケジュールといたしましては、協定書の調印を行った後、市町の3月議会に合併関係議案を提案し、審議をお願いすることとなります。この合併協議会につきましては、両市町の議会で合併関係議案が可決をされますと、合併の期日の前日まで設置することになります。

今後の会議につきましては、議会の議決の状況を見た上で、改めて、その開催時期等について御協議をさせていただきたいと存じます。

以上で、事務局からの説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明に対し、何か御質問等ございましたら御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、以上で、事務局からの説明は終わります。

せっかくの機会でございますので、この際、皆様方の方で何かございましたら御発言願いたいと存じますが。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、以上で、本日の会議日程はすべて終了いたしました。

一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと存じます。

昨年2月2日に、合併協議会が設立されまして、2月9日に第1回会議を開催して以来、10回の会議を開催し、本日、すべての合併協定項目についての協議を終えることができました。委員皆様方には、これまで円満、円滑な会議運営に格別の御尽力をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、辻副会長様におかれましては、昨年10月の町長就任以来、強力なリーダーシップを発揮していただきまして、高松市との合併推進に格別の御尽力を賜りましたことを、あわせて厚くお礼を申し上げます。

今後、市町の議会において、合併関係議案についての御審議をお願いすることとなりますが、高松市といたしましては、香南町を初め、近隣町とともに、将来の道州制における四国の州都にふさわしい活力ある、また風格のある元気な都市を創造してまいりたいと考えておりますので、合併実現に向けまして、町議会におかれましては、どうか満場一致の御賛同を賜りますよう、特にお願いを申し上げます。

皆様方には、改めてごあいさつを申し上げる機会もあろうかと存じますが、まずは、この場をおかりして一言お礼を申し上げさせていただきます。長い間ありがとうございました。（拍手）

引き続きまして、副会長さんからごあいさつをお願いいたします。

辻副会長 私からも、一言ごあいさつを申し上げます。

今、会長さんからお話のあったように、昨年2月2日に協議会が設置されて、2月9日からきょうで10回の協議を終えることができました。大変、心配、危惧をしておりましてたけれども、本当に委員の皆様方の御協力、また御指導のおかげで、きょうこういった形で協議会を終えることができまして、心から感謝申し上げます。

今後、来年1月10日合併に向けて、私たち香南町民が不安を感じないように、高松と合併してよかった、そういうような形で、執行部また議会ともどもに力を合わせて、また、高松市の御協力をいただきながら実現に向けて歩んでいきたい、そう思っております。どうぞ、高松がよくなれば私たちの町もよくなる。高松は県都として発展してもらわないか

ん、そういう思いで、もう高松の市民になったつもりでずっと協議を続けてまいっております。

どうぞ今後とも、引き続き御指導、また御鞭撻賜りますように、よろしくお願いします。本当に御協力ありがとうございました。お礼申し上げます。(拍手)

議長(増田会長) それでは、これをもちまして高松市・香南町合併協議会第10回会議を閉会させていただきます。

どうも大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前11時15分 閉会

会議録署名委員

委員 谷本繁男
委員 佐野健藏